

令和5年度 後期高齢者健康診査 個別健診受診期間延長のご案内

延長実施の市町対象者	延長後の健診実施期間	延長期間中に受診できる医療機関
鈴鹿市の健診対象者	令和5年12月28日まで	鈴鹿市の健診実施医療機関 (鈴鹿市医師会管内)
亀山市の健診対象者	令和6年1月31日まで	亀山市の健診実施医療機関 (亀山医師会管内)
松阪市の健診対象者	令和6年1月31日まで	松阪市・多気町・明和町・大台町の健診実施医療機関 (松阪地区医師会管内)
多気町の健診対象者	令和6年1月31日まで	
明和町の健診対象者	令和6年1月31日まで	
大台町健診対象者	令和6年1月31日まで	

\* 上記以外の市町の住民の方は、延長はありません。受診期間は、令和5年11月30日までです。

\* 受診を希望する健診実施医療機関に、必ず連絡をしてから受診してください。

\* 受診券を紛失した場合は三重県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。(TEL 059-221-6884)